

農地の権利取得(農地法第3条許可)について

個人や法人が、七ヶ浜町内で農地を売買又は賃借するためには、七ヶ浜町農業委員会の許可(農地法第3条)が必要になります。



【許可の基準】

許可を受けるためには、次の要件をすべて満たす必要があります。

1. 全部効率利用要件

すべての農地について、効率的に利用して耕作の事業を行うこと。
※すべての農地とは、許可申請に係る農地だけではなく、所有している農地や借り受けている農地をすべて含みます

2. 農地所有適格法人要件

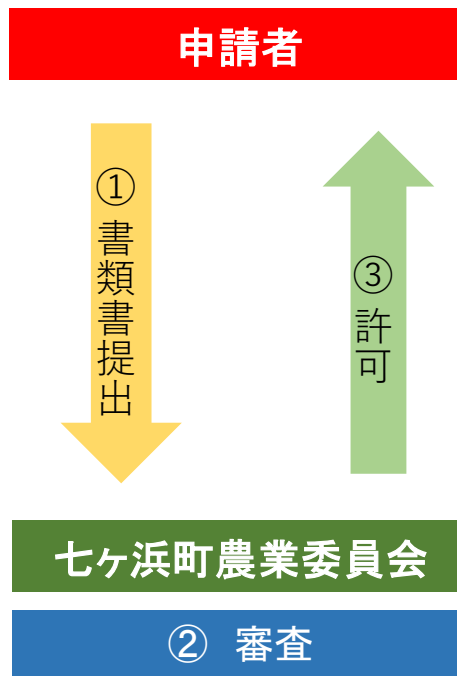
法人の場合は、農地所有適格法人であること。
※農地所有適格法人以外の法人であっても、一定条件に該当していれば、許可できる場合があります

3. 農作業常時従事要件

申請者(又はその世帯員等)が農作業に常時従事すること。(年間150日以上)
※年間150日未満でも、作物や経営方法等により必要な日数従事していれば、常時従事と認められる場合があります

4. 地域との調和要件

申請地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。
※周辺地域の農地の利用確保に支障が生じる恐れがある場合などは、許可できません



必要な書類	部数
①申請書	3
②土地の全部事項証明書(法務局) ※登記簿の住所と現住所が異なる場合は、住民票抄本又は戸籍の附表を添付	1
③所有農地の面積が確認できる書類 ※七ヶ浜町外に農地を所有等している場合	1
④契約書(案)の写し ※賃貸借契約や使用貸借契約の場合	1
⑤利用計画書 ※取得者が町外居住者の場合など	1
⑥固定資産課税台帳の写し ※生前一括贈与や経営移譲の場合	1
⑦その他参考となる書類	1
⑧委任状 ※代理人が手続きを行う場合	1